

【様式第5号】

諏訪市空き家等対策計画(第2期)(案)パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

整理番号	計画・条例(案)の該当箇所		意見の概要	市の考え方	対応区分
	ページ	項目			
1	P2	1-2諏訪市空き家等対策計画策定の目的	毎年60軒近い空き家が生じている諏訪市としては、それへの個々の対策対応が課題なのではないでしょうか。「施策を総合的かつ計画的に実施する」とうたっておられますが、成果は結局のところ、具体的な個々対応の集積としてしか現れてこないと考えますので、個々の空き家への具体的対応だけになってはいやだなあと感じています。	空き家及びその敷地の適正管理の推進や利活用等の啓発に際しては、所有者等への個々の対応は必須であると考えており、個々の対応を踏まえた総合的施策の実施が重要であると考えています。	B
2	-	-	「都市計画」という広い視野から個々の空き家対策を進めていただきたいです。衰退劣化が著しいエリア、空き家が目立つ地域のみを対象に市の資金を投じるとしたら、それは「市」だけがやることではないと考えます。市があるべき姿へ市民を誘導していくのならまだしも、劣化を放置した結果への単なる弥縫(びほう)策でしたら、それは家の持ち主、相続者あるいは「区費」でやればよいと考えます。「区費」なんてじゃない、というのでしたらその理由と対策をもっと真剣に考える必要があります。	諏訪市都市計画マスタープランにおいても、都市の課題として空き家等の対策が必要であるとしています。区費の考え方については、今後の取り組みの参考にさせていただきます。	B
3	P16	3-2基本的な方針に基づく施策 (1)所有者等による空き家等の適切な管理の促進	市の対策事業として推進するのであれば、「旧市街」「新市街」的な視野を持ちつつ、諏訪市全体のプロジェクトとして進めて行くのか筋だと思えます。湖畔近くで放置され景観を著しく損ねるとして近隣市が乗り出して撤去された廃業ホテルのようなことは極力避けていただきたいです。「自分のことは自分でやる」、ヒトとしての原点を失えば、懸命に自力で生活している現役世代のやる気を殺ぐこと必定です。	ご意見の通り、空き家の所有者が管理責任を有することが原則であることから、所有者等に対し管理意識の向上を図る取り組みを推進します。「旧市街」「新市街」的な視野については、それぞれのエリアが有する特性等を整理し、適切な施策を講じます。	B

対応区分	対応内容
A	計画案を修正・追加する。
B	計画案は修正しないが、今後の取り組みにおいて参考にする。
C	検討の結果、計画案には反映しない。